（総務省組織規則の一部改正）

第四条　総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二第二項並びに第三十一条第二項第一号及び第四項第一号中「許可」を「届出の受理」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年二月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方債に関する省令の規定は、平成二十四年度の地方債から適用し、平成二十三年度以前の年度の地方債については、なお従前の例による。

○総務省令第六号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）及び地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二十号）、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の規定に基づき、地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月二十七日

総務大臣　川端　達夫

地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令

（地方公営企業法施行規則の一部改正）

第一条　地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の前に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　勘定科目の区分（第三条―第七条）
第三章　資産等の評価等（第八条―第十二条）
第四章　減価償却（第十三条―第十八条）
第五章　消費税及び地方消費税の整理等（第十九条・第二十条）
第六章　長期前受金（第二十一条）
第七章　引当金（第二十二条）
第八章　表示
第一節　損益の表示（第二十三条―第二十六条）
第二節　資産又は負債の表示（第二十七条―第三十四条）
第九章　注記（第三十五条―第四十四条）
第十章　予算等の様式（第四十五条―第五十一条）
第十一章　雑則（第五十二条―第五十五条）
附則

第一章　総則

第一条を削る。

第二条の見出しを「（定義）」に改め、同条中「規則」を「省令」に、「左の」を「次の」に改め、同条各号を次のように改める。

一　帳簿価額　地方公営企業の資産について貸借対照表（貸借対照表を備えつけるとき以前においては、これに準ずる帳簿書類）につけられる価額をいう。

二　帳簿原価　償却資産を取得し又は改良したときにおいて、当該償却資産を示す勘定に計上する価額をいう。

三　償却資産　土地、立木及び建設仮勘定を除く固定資産であつて、毎事業年度減価償却を行うべきものをいう。

四　取替資産　一定の資産が多量に同一の目的のために使用される固定資産であつて、毎事業年度使用に耐えなくなつたこれらの資産の一部がほぼ同じ数量ずつ取り替えられるものをいう。

五　定額法　固定資産の帳簿原価から残存価額を控除した金額に、その償却額が毎事業年度同一となるように当該固定資産の耐用年数に応じた比率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却額とする方法をいう。

六　定率法　固定資産の帳簿価額に、その償却額が毎事業年度一定の割合で逓減するように当該固定資産の耐用年数に応じた比率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却額とする方法をいう。

七　取替法　固定資産の帳簿原価の百分の五十に達するまで定額法又は定率法により算出した減価償却額を各事業年度の費用とするとともに、当該固定資産が使用に耐えなくなつたためこれに代えて種類及び品質を同じくする新たな資産と取り替えた場合において、その新たな資産を取得したときの価額をその取り替えた事業年度の費用に算入する方法をいう。

八　たな卸資産　貯蔵品、製品、半製品その他これらに類する流動資産をいう。

九　継続記録法　たな卸資産を受払の都度種類別に数量及び価額を記録する方法をいう。

十　個別法　たな卸資産の受払について種類ごとに個々の単価別に整理する方法をいう。

十一　先入先出法　購入単価の異なるたな卸資産を払い出す場合、購入時期の古いたな卸資産の順に当該たな卸資産に係る単価により払い出し、比較的購入時期の新たなたな卸資産に係る単価のものを残す方法をいう。

十二　移動平均法　たな卸資産を異なる単価で購入した場合、これらを区別することなく、数量及び価額を前の残高に加え、平均して新単価を算出し、これをその後の払出単価とし、以下同様の方法を継続して整理する方法をいう。

十三　リース物件　リース契約により使用する物件をいう。

十四　ファイナンス・リース取引　リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引であつて、リース物件の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。

十五　オペレーティング・リース取引　ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。

第二条を第一条とし、同条の次に次の一条及び章名を加える。

（会計規程）

第二条　地方公営企業の管理者は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第十条の規定による企業管理規程で当該地方公営企業の会計事務の処理に関し必要な会計規程を定めなければならない。

2　前項の会計規程は、法第三条に規定する基本原則に鑑み、地方公営企業の能率的な運営と適正な経理に役立つように定めなければならない。

第二章　勘定科目の区分

第十一条、第十一条の二及び第十二条を削る。

第十条の四を第五十三条とする。

第十条の三第一項中「地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同条を第五十二条とする。

第十条の二に見出しとして「（資産に係る控除対象外消費税額）」を付し、同条第一項中「おいて、その」を「おいては、当該」に、「繰延勘定として」を「長期前払消費税勘定に」に改め、同条第二項中「繰延勘定」を「長期前払消費税勘定」に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の五章及び章名を加える。

第六章　長期前受金

（長期前受金）

第二十一条　償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するもの（以下この条において「補助金等」という。）をもつて償却資産を取得し又は改良した場合においては、当該補助金等の額を長期前受金勘定に整理するものとする。